別記第１号様式（第２条）

未返納

自動車臨時運行許可申請書（兼台帳）

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

　　　記入上の注意：裏面をよく読んで太線内を記入し、 必要な書類を添えて提出してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 車　　　名Maker of the vehicle | トヨタ ニッサン ホンダ 三菱 マツダ ダイハツ スズキ その他（　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 受 付 | 車両確認 | 交 付 | 返 納 |
| 形　　　状Type of Body | １　箱型（ Box-shaped ） ２　ステーションワゴン（ Station Wagon ） ３　バン（ Van ） ４　キャブオーバー（ Cab-over ） ５　オートバイ（ Motorcycle ） ６　その他 （ Other ）( ) |  |  | 自動車検査証登録識別情報等通知書自動車検査証返納証明書その他（　　　　　　　） |  |  |
|  |  |
| 　　　　　　　　　　 　　　　 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 車台番号Serial No. |  | 自動車損害賠償責任保険　Car Insurance | □ 原本確認 |
| 運行の目的Purpose | １　車検のための回送（ Inspection ） ２　登録のための回送（ Registration ）３　封印取付け（ Seal ）のための回送４　その他（ Other ）（ 　　 ）  | 保険会社名Name of Co. | 保険会社 |
| 運行の経路Route | 出発地（ From ） 　　　　　　　　　　経由地（ Via ）到着地（ To ）※発着主要経路の地点名を記入してください。 | 証明書番号Voucher No. |  |
| 保険期間Insurance Period | 自（ From ） 　 年 月 日 |
| 運行の期間Service Period | 自（ From ） 年 月 日 ～ 至（ To ） 年 月 日 　　　　（ 日間）※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 （通常、整備のための回送は１日間、車検・登録のための回送は１～２日間です。)  | 至（ To ） 　 年 月 日 |
| 備　　　考 |  |
| 　 | 裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり自動車臨時運行の許可を申請します。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （宛先）茂原市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 　 月 日 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申 　請 　人 | 住　　　　所Applicant's Address |  |  | 番号標番号 | 袖ヶ浦 |  | 茂原 | 枚数 |
|  | １ ・ ２ |
| 氏名又は名称Name※法人の場合は代表者名　も記入してください。 |  | 許可番号 | 第 |  | 号 |
| （代表者）電話（ Tel ） （ ） | 許可年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 有効期間 | 　　年　　月　　日 ～ 　　年　　月　　日 |
| 業　　　　種Type of Industry | １ 販売業（ Sales ） ２ 整備業（ Maintenance Services ） ３ 個人（ Personal ） | 返納年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 備考（ 督 促 等 ） |  |
| 番号標受領者氏名及び住所Recipient NameApplicant's Address | ※申請人と異なる場合のみ記入□下記の者に臨時運行許可申請及び許可証等の受領を委任します。氏名（ Name ）　　　　　　　住所（ Applicant's Address ） |
| 返納期限 年　　　　月　　　　日申請者確認（ 免　個　在　保　社　他〔　　　　　　 　　〕） |

◎注意事項

１　不正に許可を受けたときは、１年以下の懲役若しくは５０万円以下の罰金に科され、又はこれが併科されます（道路運送車両法第１０７条）。

２　許可証及び番号標の有効期限が満了したときは、その日から５日以内に返納してください。この返納期限までに許可証及び番号標を返納しないときは、６月以下の懲役又は３０万円以下の罰金が科せられます（道路運送車両法第１０８条）。

３　許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行できません。

４　番号標を著しく毀損し又は亡失したときは、弁償金として実費を納めていただきます（茂原市自動車の臨時運行許可に関する規則第８条第３項）。

５　上記１から３までに該当すると思われるときは、本申請に関する情報を管轄する警察署に提供します。

◎提示書類

臨時運行許可を受けようとする者は、次に掲げる書類の原本を必ず提示してください。

　（１）自動車検査証(電子化された自動車検査証(A6サイズ相当の厚紙にICタグが張り付けられたもの)をお持ちの方は、自動車検査証記録事項も提示してください。)、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書等

（２）自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。）

（３）申請人又は来庁者の住所が確認できるもの（自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）

◎申請書記載方法

１　車名は、該当するものに○印を付してください。その他の場合は、（　）内に記入してください。

２　形状は、該当番号に○印を付してください。「６　その他」の場合は、（　）内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。

３　車台番号は、車台に打刻されている記号及び番号を記入してください。

４　運行の目的は、該当番号に１つだけ○印を付してください。「４　その他」の場合は、（　）内に具体的に記入してください。

５　運行の経路は、茂原市内のみを運行する場合は、発着地名を記入してください。また、茂原市外を運行する場合は、発着地名のほか、主な通過地名を記入してください。なお、運行経路は最短ルートに限ります。

６　運行の期間は、実際に自動車の運行に係る必要最低限の期間を記入してください。なお、最大許可日数は、次のとおりです。

（１）検査・登録：原則２日まで（陸運支局に持ち込む検査及び登録の場合に限り、手続が土日祝日にまたがるときは、これらの日を除く。）

（２）番号変更：原則１日まで

（３）そ　の　他：原則５日まで

７　臨時運行の許可を受けるようとする者は、申請人欄を必ず記入してください。申請人と来庁者が異なるときは、番号標受領者氏名及び住所欄も記入　　してください。